

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるとは、その翌日)

## 目次

- ◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(社会課)  
生活保護法による診療所等の廃止(〃)  
土地改良区の役員の就退任(農村整備課)  
開発行為に関する工事の完了(三件)(都市計画課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
- ◇公 告 採石業務管理者試験の実施(河川課)
- ◇正 誤 平成五年二月鳥取県告示第百五号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十

五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	指定年月日
医療法人社団門脇内科医院	境港市明治町一七〇	平成五年一月十二日
みなみ歯科医院	鳥取市南吉方二丁目一〇八一	平成五年一月二十七日
医療法人社団野坂歯科医院	米子市福市一七二五一一	平成五年二月十八日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿二四六	"
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一一	"
作野医院	境港市朝日町一一一	"
アオトファーマシー	境港市渡町一三二六	平成五年三月二日
今井薬局	米子市上後藤五丁目一三一一四	"
島医院末恒出張診療所	鳥取市伏野一〇九四一一	"
伊藤歯科医院智頭医院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇八一三	平成五年三月二十二日
医療法人大谷整形外科医院	鳥取市正蓮寺四二一一	"

水本クリニック	鳥取市徳尾四〇五―一	〃
永井整形外科医 院	米子市上後藤一丁目八一―二六	〃

鳥取県告示第三百六十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	所在地	廃止年月日
小川歯科医院	東伯郡関金町大字関金宿一五二―一	平成四年三月三十一日
野坂歯科医院	米子市福市一七二五―一	平成四年四月三十日
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一木二六一―二	平成四年八月三十一日
医療法人社団門 脇内科医院	境港市明治町一七二二	平成四年十二月一日
作野医院	境港市朝日町一一一	平成五年一月一日
今井薬局	米子市上後藤五丁目一三―三 四	平成五年一月十七日

福島医院	東伯郡大栄町大字由良宿五〇九	平成五年一月三十一日
有限会社わかば 調剤薬局	鳥取市川端五丁目二二五	平成五年二月二日
伊藤歯科医院	八頭郡智頭町大字智頭一七〇 八一三	平成五年三月一日
大谷整形外科医 院	鳥取市正蓮寺四二―一	〃
永井整形外科医 院	米子市上後藤一丁目八一―二六	〃

鳥取県告示第三百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市尚徳三ヶ堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 鷺見 肇	米子市大袋二七八
〃 江原 孝 義	米子市青木九二二―三
〃 江原 利 喜	米子市青木五四八
〃 田 中 照	米子市青木一一八一―二
〃 松 林 哲 郎	米子市榎原八四三

" 三吉 孜 米子市榎原八〇〇  
 " 深田 良耕 米子市榎原一四四四  
 " 山本 守 米子市榎原三七七  
 " 乘本 吉郎 米子市橋本二五七  
 " 乘本 昭一 米子市橋本三〇二  
 " 山川 守 米子市橋本二〇二  
 " 谷本 実 米子市青木五〇一  
 " 米田 恒文 米子市榎原一〇九五―四  
 " 牧田 令治 米子市榎原五三四  
 " 加藤 仙三 米子市橋本三〇六  
 平成五年三月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井田 輝三 米子市大袋三三一  
 " 江原 孝義 米子市青木九二二―三  
 " 江原 利喜 米子市青木五四八  
 " 田中 照 米子市青木一一一―八―二  
 " 松林 哲郎 米子市榎原八四三  
 " 三吉 孜 米子市榎原八〇〇  
 " 深田 良耕 米子市榎原一四四四  
 " 山本 守 米子市榎原三七七  
 " 加藤 仙三 米子市橋本三〇六  
 " 野口 衆幸 米子市橋本二八七  
 " 山川 守 米子市橋本二〇二

監事 谷本 実 米子市青木五〇一  
 " 松浦 万喜男 米子市榎原一〇九五―四  
 " 牧田 令治 米子市榎原五三四  
 " 山川 武男 米子市橋本二二〇  
 平成五年三月二十一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成三年九月十三日 鳥取県指令受都計三―二第二十八号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市奈喜良字一町田及び字内海道
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市東福原八三九―一  
株式会社三幸  
代表取締役 梅林教英

鳥取県告示第三百七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月八日 鳥取県指令受米土維第八百四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字千法講松

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町三三〇七

木村隆行

鳥取県告示第三百七十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年九月二十四日 鳥取県指令受米土維第九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字西原字 卒人

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳二三六〇一八

株式会社ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年四月十三日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型	号	製造業者名
--------	---	---	-------

ばちんこ遊技機	CRドリール・チャンズ	奥村遊機株式会社
〃	CRドリール・アルファ	〃
〃	フォーカーズ	〃
〃	ノンパ大作戦	〃
〃	アトラス	〃
〃	チャンゾアA	株式会社三星
〃	ダイアナ	〃
〃	キャサリン	〃
〃	オリビア	〃
〃	CRノーザ	株式会社竹屋
〃	アミューズ2	〃

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第22回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成5年4月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間30分
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成5年6月1日（火） 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験の手続

次の書類を最寄りの土木事務所へ提出すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 6,200円  
(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

平成5年4月15日(月)から同年5月14日(金)まで

6 その他

(1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

(2) 受験についての詳細は、土木事務所にお問い合わせのこと。

正 誤

平成5年2月鳥取県告示第百五号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 五

段 上

行 六〜七

誤 五七二・五七六の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

正 五七二の二、五七二の三、五七六の三

頁 五

段 上

行 十一〜十三

誤 国立公園事業用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

正 国立公園事業用地とするため